

○新潟県中東福祉事務組合財政調整基金条例

平成元年 2 月 27 日組合条例第 2 号

(目的)

第 1 条 新潟県中東福祉事務組合は、災害その他財源の不足を生じたときの財源にあてるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第 2 条 基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

(収益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を予算に定めるところにより一般会計へ繰出すものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 63 年度の積立金から適用する。